

ささえ愛かいご



介護保険は、サービスを1割、2割又は3割の負担で利用できる「みんなで支え合う制度」です。



認知機能向上 体づくり ～コグニサイズ～ cognicise

コグニサイズとは国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組みの総称を表した造語です。英語の cognition（認知）と exercise（運動）を組み合わせて cognicise（コグニサイズ）と言います。

体を動かしながら脳を鍛えるコグニサイズを楽しく体験してみませんか？



CONTENTS (目次)

● 第7期介護保険事業計画について	-----	2・3
● 平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算	-----	4
● 平成30年度からの介護保険料について	-----	5
● 施設サービス利用時の負担軽減制度について	-----	6
● 負担割合証の送付について	-----	7
● 非常勤職員の募集について	-----	7
● 介護予防ファンクラブ第4回会員の集い	-----	裏表紙
● 運動教室開催のお知らせ	-----	裏表紙

熱中症にご注意ください！
熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者と
いわれています。高齢者は水分不足に対する感覚
機能が低下しており、暑さに対
する体の調整機能も低下してい
るので注意が必要です。
のどの渇きを感じていなく
ても、こまめに水分補給するよ
うにしましょう！




島原地域広域市町村圏組合

Shimabara-Area-Administrative-Committee

本組合は、島原市・雲仙市・南島原市の3市で構成され「介護保険」「消防救急」「不燃物ごみ処理」「電算業務」などの広域行政事務を実施する一部事務組合です。
特に、介護保険事業については、平成11年6月から本組合が保険者となり共同で運営しています。

第7期介護保険事業計画について

島原半島地域包括ケア計画

島原地域広域市町村圏組合では、平成30年度から3年間の介護保険施策に関する事業計画である「第7期介護保険事業計画（島原半島地域包括ケア計画）」を策定しました。

この計画の性格と期間

《性格》

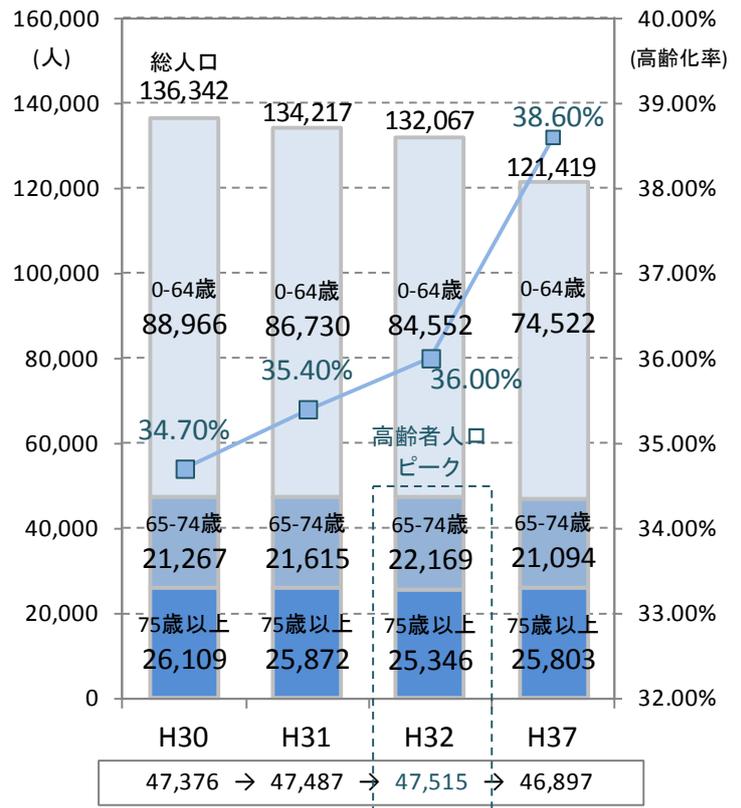
介護保険法第117条第1項の規定に基づき、構成市を対象地域として、高齢化現状と将来予測を踏まえて、介護保険事業を円滑に実施していくために、必要な施策等について策定する。

《期間》

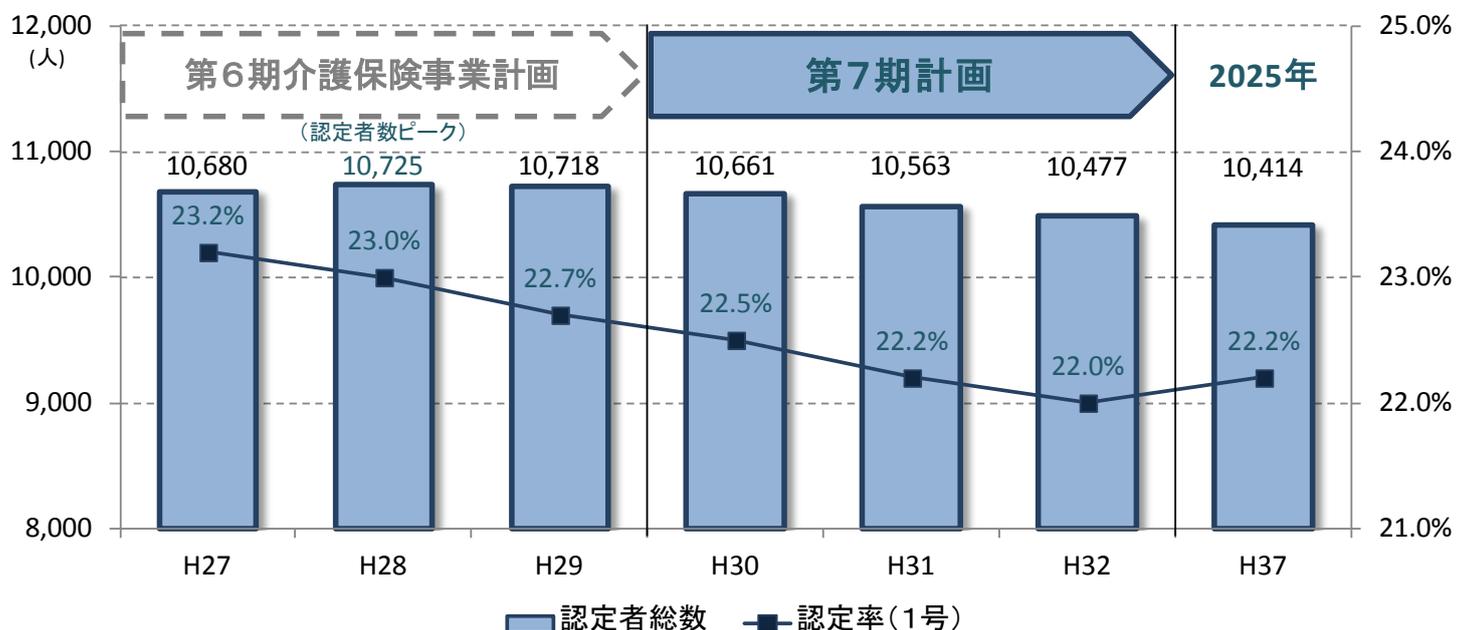
平成30年度から平成32年度までの3年間（2025年までの中長期的視野に立った施策展開を図る。）



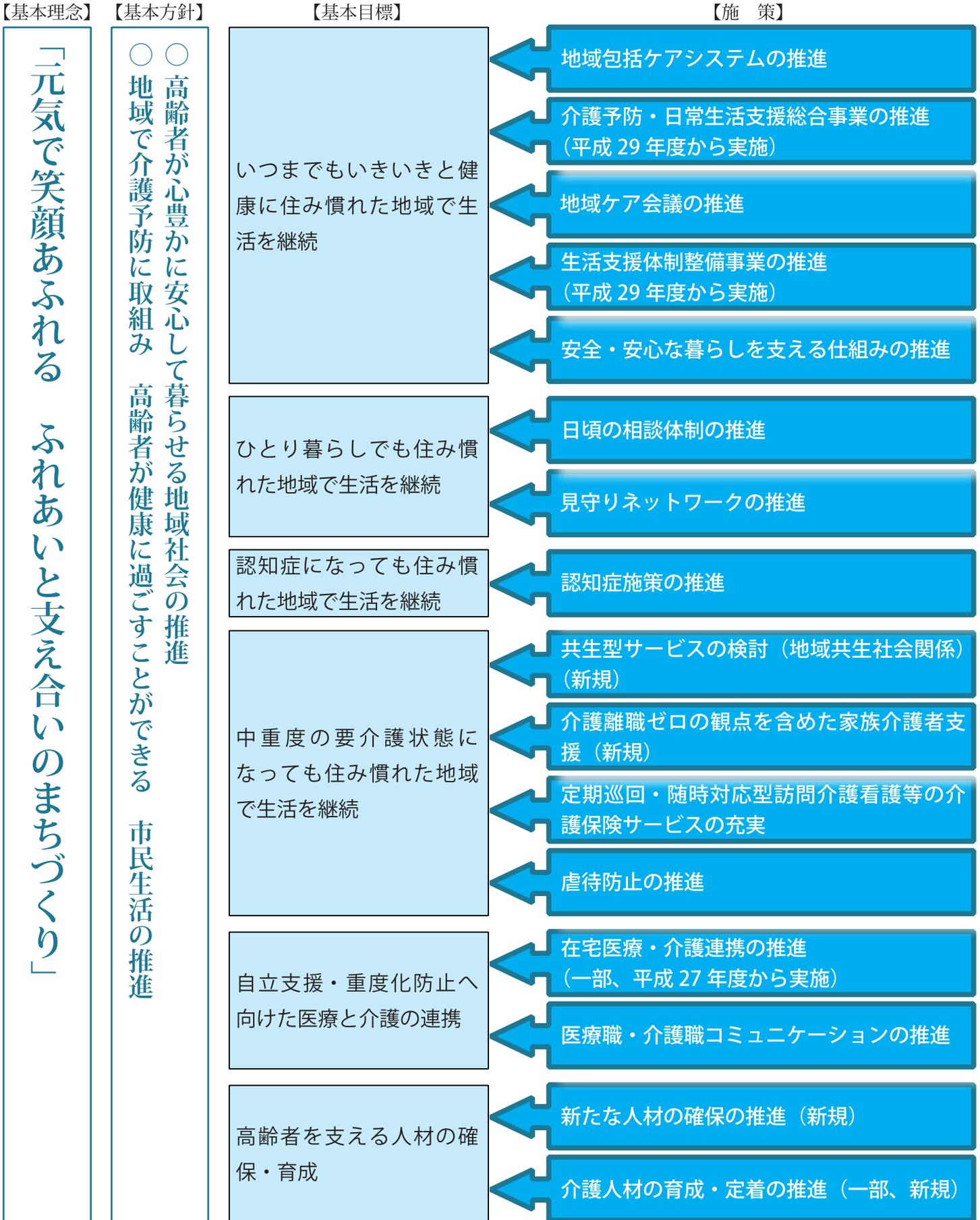
高齢者人口の推計



要介護（要支援）認定者数の推計（第1号被保険者のみ）



■ この計画における施策体系



■ 第7期介護保険事業計画（平成30年度～32年度）は、次の本組合ホームページの広報誌サイトでダウンロードできます。

ホームページ / URL <http://www.shimabara-area.net/site/>

平成30年度

介護保険事業特別会計歳入歳出予算

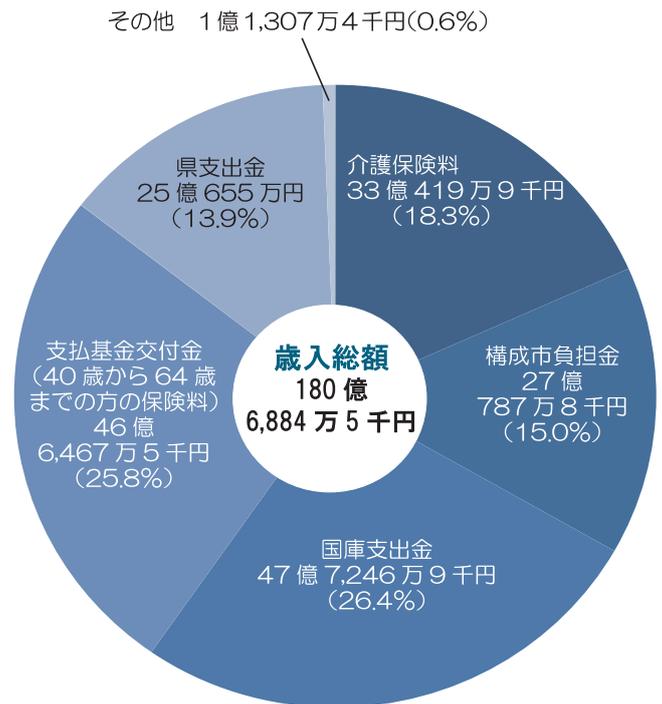
介護保険課 総務企画係

平成30年度の介護保険事業特別会計予算が、島原地域広域市町村圏組合議会3月定例会で可決されました。予算総額は、歳入歳出それぞれ180億6,884万5千円となり、予算規模は前年度当初予算に比べ、5億4,747万7千円の増額となりました。

島原半島の皆さまが、お住まいの地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくりのために使わせていただいております。

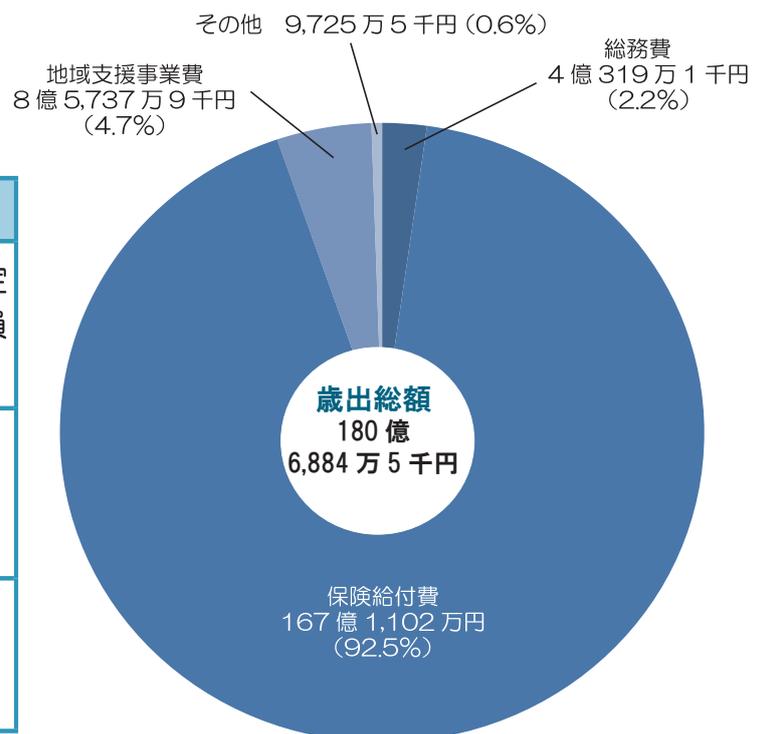
歳入

歳入の主なものは、国や県からの補助金、各構成市からの負担金、市民の皆さまからの介護保険料でまかなわれています。



歳出

区分	内容
総務費	一般管理費、賦課徴収費、介護認定事務費、趣旨普及費、計画作成委員会費など、介護保険に要する事務費
保険給付費	介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費など
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費 一般介護予防事業費、包括的支援事業費・任意事業費



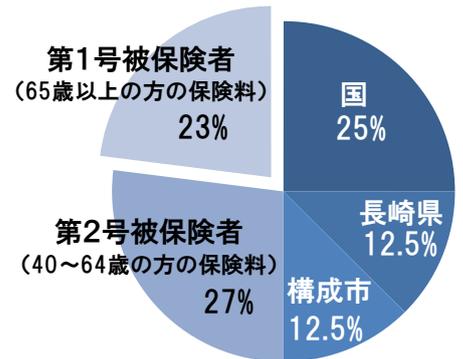
平成30年度から介護保険料が変わります！

～65歳以上の方の介護保険料基準月額「6,500円」になりました～

平成30年4月から第7期介護保険事業計画がスタートし、これから平成32年度までの3年間の保険料が決まりました。介護保険制度は、65歳以上の方（第1号被保険者）が納付いただく保険料と40歳から64歳までの方が医療保険と併せて納付いただく保険料に加え、国・県・市の公費（税金）を財源として運営しています。

第1号被保険者の保険料は、計画期間3年間に必要となる介護給付費と地域支援事業費の見込み額に対して第1号被保険者が負担する23%相当額を、第1号被保険者数で割り、基準となる保険料が算出されます。

■介護保険の財源構成



※構成市は、島原市・雲仙市・南島原市

◇第1号被保険者の負担率が、人口構造（全国での高齢者の割合等）の変化に対応するために見直されました。（22%⇒23%）

■65歳以上の方の介護保険料の算定式

$$\text{保険料基準額 (月額)} = \frac{\text{第7期の総給付費} \times 23\%}{\text{第1号被保険者数 (第7期の3年間の累計)}}$$

65歳以上の方の介護保険料（平成30年度～平成32年度）

◇第7期介護保険事業計画では、年間保険料基準額（第5段階）が78,000円になりました。

■第7期介護保険事業計画期間の第1号被保険者保険料

段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	生活保護受給者の方、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の方、世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額（年金に係る所得を除く）+課税年金収入額が80万円以下の方	0.45	35,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額（年金に係る所得を除く）+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.75	58,500円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額（年金に係る所得を除く）+課税年金収入額が120万円超の方	0.75	58,500円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の合計所得金額（年金に係る所得を除く）+課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	70,200円
第5段階（基準額）	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の合計所得金額（年金に係る所得を除く）+課税年金収入額が80万円超の方	1.00	78,000円 （月額6,500円）
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.20	93,600円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.30	101,400円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	117,000円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.55	120,900円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方	1.70	132,600円

※ 合計所得金額・・・収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額です。平成30年4月から、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。

施設サービス等利用時の食費と部屋代の自己負担が軽減される制度があります

- 介護保険の施設サービス等を利用した時の食費・部屋代は、原則被保険者の自己負担になりますが、申請により低所得者として認められた場合は、自己負担額が軽減されます。審査対象の要件は、世帯全員の前年の課税状況等、本人の預貯金等の資産、配偶者の課税状況や預貯金等の資産があり、平成28年8月適用分からは非課税年金も審査対象です。
- 下表内の対象となる施設等に入所利用した場合にのみ関係します。この軽減を受けようとする場合は負担限度額認定の申請が必要です。その際、“預貯金等の全ての通帳の写し”や“各種資産等を証明するための写し”の添付が必要です。また、必要に応じて保険者が官公庁や金融機関へ関係事項を照会することへの本人・配偶者の“同意書”の提出も必要です（書類不備の場合、揃うまで審査が出来ませんので御注意ください）。

対象となる施設等サービス	対象とならないサービス
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 短期入所サービス ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 介護療養型医療施設 ・ 介護医療院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・ 有料老人ホーム ・ サービス付高齢者住宅 ・ 小規模多機能型居宅介護 等

- 申請し認定された場合「介護保険負担限度額認定証」が送付されます。その認定証を利用している対象事業所・施設へ提示することにより、食費と部屋代の支払いが軽減されます。認定証の有効期間は、8月から翌年7月末までの最大1年間になります。その期間の途中申請であれば、申請を出された日の属する月の1日に遡って開始となり、期限は7月末までになります（対象となるサービス利用が決まってから申請していただいで結構です）。
- 平成30年8月1日～平成31年7月31日の期間を対象とした受付を市役所（支所）の介護保険窓口で行います。8月から対象サービスを利用して適用を受けようとする場合は、8月末までに申請を行っておく必要があります。

次の①～③のいずれかに該当する場合はこの軽減対象となりません。

- ① 被保険者の属する世帯内（住民票上の世帯）で、被保険者本人も含めて世帯員の誰か一人でも市民税が課税されている「課税世帯」である場合
- ② 被保険者の配偶者（世帯が異なる場合も含む）が市民税を課税されている場合
- ③ 預貯金等の合計が、配偶者がいる方は2,000万円、配偶者がいない方は1,000万円を超える場合



認定を受けられている方に「負担割合証」をお送りします

- 要介護（要支援）認定を受けられている方と、総合事業の事業対象者と認定されている方に、負担割合（1割、2割又は3割）を証明するものとして『介護保険負担割合証』を発行（7月中に発送予定）しますので介護サービスを利用される場合は『介護保険被保険者証』と一緒に担当ケアマネジャーやサービス事業所、介護保険施設へ見せてください。負担割合証の有効期限は1年間（8月1日～翌年7月末日）です。
 - 本人の合計所得金額が160万円以上の方は2割負担になります。ただし、“年金収入”と“その他の合計所得金額”の合計が、単身世帯の場合で280万円未満、第1号被保険者が2人以上いる世帯の場合で346万円未満の方は1割負担のままとなります。
- また、合計所得金額が220万円以上（単身世帯の場合は年金収入等が340万円以上、第1号被保険者が2人以上いる世帯の場合は年金収入等が463万円以上）の方は3割負担となります。
- ★ サービスを利用される時は必ずケアマネジャーやサービス事業所、介護保険施設に負担割合証を提示してください。

提示しないと正しい請求ができない場合があります。

非常勤職員の募集について

島原地域広域市町村圏組合では、下記のとおり非常勤職員を募集します。

介護保険認定調査員（登録調査員）の募集

- ▼業務内容 対象者を訪問し、介護保険に必要な調査及び調査票の作成・提出
- ▼募集地区 雲仙市（千々石町・小浜町・南串山町）/ 南島原市（全域）にお住まいの方
- ▼資格 介護支援専門員、保健師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士のいずれかを有する
- ▼報酬 調査1件につき4,000円（交通費、社会保険、厚生年金、雇用保険なし）
- ▼要件 現在、介護・医療・福祉関係の業務に従事されていない方
調査時など、所有する自動車を利用できる方（自動車は強制保険・任意保険に加入しているもの）
調査票の入力に使用するパソコン（Windows7以上）をお持ちで、基本的な操作が可能な方
平成30年4月1日時点で65歳未満の方
- ▼募集期間 平成30年7月2日（月）から平成30年7月31日（火）17：00まで（郵送必着）

※応募方法、選考方法、その他問い合わせにつきましては下記までご連絡ください。

〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊1327番地 島原市役所有明庁舎3階

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 認定係

TEL：0957-61-9103 FAX：0957-61-9104

雲仙八十八箇所巡りウォーキングツアー

～パワースポットなどゆっくり散策しながら、雲仙の歴史を知り、元気になりませんか？～

参加者募集のお知らせ



- 日時 平成30年7月23日（月）
- 参加費 1,500円（バス・入浴代として）※昼食代は別途自己負担
- 対象者 介護予防ファンクラブ会員限定
（会員は島原半島3市に住所を有し、事業対象者、要支援、要介護の認定を受けていない、65歳以上の方が登録できます。このツアーとの同時申し込みが可能です。）
- 内容 雲仙八十八箇所巡りやパワースポット・地獄巡りなど楽しくウォーキングをします。
その後、温泉で体を癒します。（青雲荘、小地獄温泉館）
- 募集人員 80名（先着順）
- 募集期間 平成30年7月12日（木）まで
- 申込み先 島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係 TEL：0957-61-9102

介護状態にならないための運動教室のお知らせ！

島原市・雲仙市・南島原市の各地区公民館や保健センター等で教室を実施しています。島原半島にお住まいの65歳以上の方はどなたでも参加でき、住み慣れた地域で、いくつになっても自分の足で歩けるように足腰を鍛える事を目的としています。運動を習慣にして筋肉を増やすことで、介護状態にならない体づくりと一緒に行っていきましょう！

【貯筋教室】一覧表 ※ふれあいホール（65歳～70歳向けの講座）は7月19日スタートとなります。

		火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
島原	10:00～11:30	安中公民館	三会公民館 ----- イオン島原店	有明公民館	福祉センター
	14:00～15:30		白山公民館	ふれあいホール※	杉谷公民館
雲仙	10:00～11:30	国見町文化会館	小浜老人福祉センター	愛野保健福祉センター	千々石保健センター
	14:00～15:30			瑞穂町公民館	南山山保健福祉センター ----- 吾妻保健センター
南島原	10:00～11:30	深江公民館 ----- 加津佐公民館	布津公民館	有家コジヨホール	西有家あけぼの会館
	14:00～15:30	南有馬保健センター		北有馬保健センター	口之津保健センター

【ヨガ】

島原	10:00～11:30	月曜日	有明福祉センター
----	-------------	-----	----------

【コグニサイズ】

島原	①9:00～10:30	②10:45～12:15	火曜日	島原市福祉センター
----	-------------	--------------	-----	-----------



○申込み先 島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係 TEL：0957-61-9102

島原地域広域市町村圏組合

■発行日／平成30年7月1日

■発行・編集／介護保険課 〒859-1492 島原市有明町大三東戊1327 島原市役所有明庁舎3階

【代表】TEL 0957-61-9101 FAX 0957-61-9104 【地域支援係直通】TEL 0957-61-9102 【認定係直通】TEL 0957-61-9103

■ホームページ／URL <http://www.shimabara-area.net/site/>